

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人マーナーオークガーデンズ

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マーナーオークガーデンズ（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。

- 2 職員を兼務する役員等は、職員給与規程に基づき職員給与を支給する。

### (費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成29年 6月27日から施行する。

以上